

鳥取県西部総合事務所県民福祉局指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会審査報告書

鳥取県西部総合事務所県民福祉局指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査委員会」という。）として、次のとおり鳥取県立大山駐車場の指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づいて審査した。

1 指定管理候補者

一般社団法人大山観光局 代表理事 足立 敏雄 （西伯郡大山町大山4 5 番地5）
※平成1 8年度から令和3年度までの指定管理者

2 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

3 審査結果

上記団体の指名指定については、施設の設置目的を理解した上で、利用者目線に立ったサービス向上策や関係機関との連携による利用促進、長年に渡る管理運営により十分なノウハウが蓄積されていること等が評価されるため、指定管理候補者として適当と認められる。

（指定管理候補者としての選定理由）

- 鳥取県立大山駐車場は、登山客・スキー場来場者等の利用のみならず、催事会場として使用される等、大山地区の観光インフラとしての機能を合わせ持っている。
- 大山開山 1300 年祭（H29～R1）を経て、スキー場に過度に依存しない年間を通した観光誘客促進や、新型コロナ禍での自然への関心の高まりなど、観光振興を取り巻く環境の変化に適合していく必要がある。
- 地元、町と連携を図りながら更なる観光振興を図るためには、長年にわたり大山圏域の観光振興を担う大山観光局の経験・ノウハウを用いた観光振興業務と駐車場運営業務の一体的な実施が不可欠である。

4 審査の経緯

（1）審査委員

氏 名	所 属 等
後藤 洋次郎（委員 長）	後藤洋次郎税理士事務所長
高増 佳子（副委員 長）	米子工業高等専門学校総合工学科建築デザインコース教授
杉谷 伸一	地域自主組織まちづくり大山事務局長
成瀬 以久	米子商工会議所女性会監事
齋尾 安広	鳥取県西部総合事務所県民福祉局長

（2）開催経緯

ア 第1回審査委員会 令和3年6月10日（木）

委員長及び副委員長の選出、鳥取県立大山駐車場の概要説明、審査要項・審査基準等の審議

イ 第2回審査委員会 令和3年8月20日（金）

指定管理候補者の面接審査、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

（3）選定基準

	審 査 基 準	審 査 項 目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 （指定手続条例第5条第1号）	管理の基本的な考え方の適合性 〔 施設設置目的の理解 管理運営の方針 等 〕	必須 （配点なし）
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 （指定手続条例第5条第2号）	・施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 ・施設管理 ・開館時間・料金設定等 ・事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ・個人情報保護等への対応 ・利用者等の要望の把握及び対応方針	5 5

3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	収支計画及び見積内容	10
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の財政基盤・経営基盤、組織及び職員の配置等 ・人材育成の方針及び職員への研修計画 ・関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ・法人の社会的責任の遂行状況 〔障がい者雇用、男女共同参画推進企業等の認定等、ISO14001・TEAS I 種規格等の認証等〕 ・当該施設の管理運営状況の実績評価 	35
合 計			100

(4) 審査結果及び意見

	審査基準 (配点)	審査結果	主な審査意見
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。(適/不適)	適	・長年に渡る管理運営により十分なノウハウが蓄積されている。
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。(55点)	35.0	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者目線に合わせた使いやすさ(利用時間・利用料金等)に配慮がされている。 ・スキー場や地元の宿泊施設等と連携が取れており、引き続き強化してほしい。 ・利用者の増加や大山寺周辺の活性化を目指すのであれば、冬季の駐車料金の値下げを今後の課題として検討する必要がある。 ・スキー場料金と絡めた冬季の割引料金設定等を検討しては、 ・一番いけないのは途中で運営ができなくなること。駐車料金の設定の仕方(榎原駐車場やグリーンシーズンの有料化等)によっては収入が増やせるのでは。事故があってはいけないので、財政的にも心配の無い形で運営してほしい。 ・県の取組になるが、融雪装置の延長整備も大変ありがたい。
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。(10点)	5.6	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の実績をみると、収入の変動に応じた支出面の抑制が行われるなど、的確な対応が行われている。 ・雪不足、コロナ禍、スノーボードへの移行等、近年は考慮することが多く収支計画上は大変と思うが、大山の夏冬の魅力を地域内外の若者・子ども達に広く伝え、活用される運営を。
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。(35点)	17.2	
総合評価(100点)		57.8	

5 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 利用時間・休場日

○利用時間 終日

○休場日 大山国立公園駐車場(博労座) 無休

大山屋内駐車場 冬季(スキー場営業期間)以外

大山国立公園上榎原駐車場 冬季(スキー場営業期間)以外

※大山屋内駐車場、大山国立公園上榎原駐車場は、グリーンシーズンにおいても来訪者が見込まれる時期は開放する場合がある。

(2) 利用料金・利用料金の減免

利用料金	大山国立公園 駐車場 (博労座)	冬季以外	無料	
		冬季	乗用車 ※午後1時以降入場の場合 700円 ※午後5時以降入場の場合 500円	1,000円
			大型バス	2,400円
			マイクロバス	1,800円
			二輪車	100円
大山屋内駐車場	平日及び連泊2日目以降 土日祝日及び年末年始(12/29~1/3)	1,000円 1,500円		
大山国立公園 上槇原駐車場	無料			
利用料金の 減免	全額免除	○障がい者の利用 (介護者を含む) ○要介護認定者、要支援認定者の利用 (介護者を含む) ○県が主催 (共催、後援) する事業の実施関係者の利用 ○官公署等の公務による利用等		
	一部免除 (終日500円)	○3月第1日曜日の翌日から同シーズンのスキー場営業日の期間に大山博労座駐車場及び大山立体駐車場を利用 (乗用車に限る)		

(3) 県への納入金

利用料金等収入額の12%

(4) 利用促進策

- 指定管理候補者内の観光部門、会員企業によるイベント・ツアー企画及び情報発信機能を活用してPRを行う。旅行会社 (インバウンドを含む) に対しては、旅行商品造成のために必要な観光素材を提供し、利用誘発に取り組む。
- 駐車場に関する問合せやイベント等の実施に際しては指定管理者として一元的に対応し、誘客促進につながるよう、特に「大山」関連のイベント誘発には関係機関等と連携を密に取り組む。
- 新型コロナウイルス感染症対策については、感染拡大防止対応を徹底しつつ、当面は近接エリア (中国地方等) の利用者増へ向けたPRに取り組む。
- 混雑が予想されるスキーシーズンには、駐車場の空き情報及び路面情報の自社ホームページ内での提供による利便性向上、拡張予定の第1駐車場を含めた効率的な運営による利用者増に取り組む。

(5) 利用者要望の把握及び対応方針

ホームページや店頭設置の意見箱等で利用者要望を受ける仕組みを設けており、また、現場係員 (有料期間) や観光案内業務を通して直接利用者と接する中でも要望があれば伺うようにしている。
 このような利用者からの要望等は、組織内で共有、分析のうえ利用しやすい駐車環境の整備、料金徴収体制等の改善、関係機関との連携等に活用する。